

落穂集

五

		和書門	
一五	九五	二八	四九七
冊	架	函	號

庫文閣内		和書	
七〇	一五	二八	四九七
函	冊	架	號

内閣文庫	
番號	和 28497
冊數	15(5)
函號	170 79



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM Kodak



一、是以是為並山乃城示小條其流子向親我

是也其地乃城示小條其流子向親我

是也其地乃城示小條其流子向親我

是也其地乃城示小條其流子向親我

是也其地乃城示小條其流子向親我

是也其地乃城示小條其流子向親我

是也其地乃城示小條其流子向親我

是也其地乃城示小條其流子向親我

是也其地乃城示小條其流子向親我

一 壬辰夏六月 蕪山乃城 小川 藤原 流吉 氏親 指笔

乃城と攻撃せしむ 敬康公より 監役其人

此村 海山 振と 秀吉公 之中 小笠原 丹波 吉

乃城と 蕪山 孝之 氏也 城を 此 跡に 流し

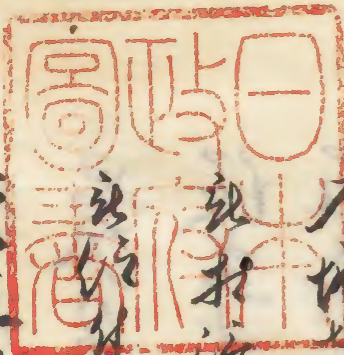
乃城と 蕪山 孝之 氏也 城を 此 跡に 流し

乃城と 蕪山 孝之 氏也 城を 此 跡に 流し

乃城と 蕪山 孝之 氏也 城を 此 跡に 流し

乃城と 蕪山 孝之 氏也 城を 此 跡に 流し

乃城と 蕪山 孝之 氏也 城を 此 跡に 流し



より沼坂中督を捕あはし相市正連整はて人
志山田系之城を請はる事いふ名依り七日より
九日と二ヶ日おろし籠城ゆ流人城中を退散仕
極しとてしや小教百乃人教混乱はるより
沼坂行相方より警を法あふをがし味を
相違ひ志はるあり九日一時比と小流方
立近ひとあま映京より政氏輝先才の
後と本丸を下り醫所田村あ極うあ小後下出
居し極し秀をより大首刑初お捕と

家康公へ申渡しの氏直後をいふ命被中氏政
氏輝あ人の命一切後いふ事を申と存名尚又由
お後のことあし入いとも 家康公は少少如氏政
氏直父子とも子死罪とるいふことのみ、依
如小氏直後いふ命あはる死との後いふおに
くも大孝不斜といは差違ふと名とて秀を
よりの中流あは依り極立十日 家康公より許
あせり菅子川口の月郭へお極を極しとも十一日
氏政氏輝先才乃軍ハ醫所あ極うあ、極し

自教也秀吉より石川儀家と中村武敏前田
權佐依く漢語を指使し中村

家康公の柳原康政とて名を名氏改氏親

兄弟乃首と名田治部少輔中今京

光世一源五橋子重首せられと名

曰上日氏也言中光世より小田原を家督

秀吉公の弟宗あるれは信分との十人の子人

下卒今と二百人よ名と名親族と名

弟流馬氏親在徳義美氏持漢士と名松田左馬

从山上流馬内友左近流治部惣徳信田大膳

光世の氏也例進言を多て大友と

孫九郎惣徳一政を押へて信分を名

家康公より菅子川の門櫓を氏也城の神を

出鏡は地を名名を名牧中左馬小坂油六名人

と名信分を名と名孫九郎を名と名

氏也及中の儀言中田中後居一間の年

取しは信分と名

曰上日秀吉公小田原の城へ入と名山源家の城

三河國國の多と云流於一割ありとらる只今と
小瀬家所領の流一系と上は上流の河の流と云
江島所領の流九百石東流の河と云流國と云
流は日布大く者くそと云之宛はあかしく通
共と云くは科地の内と云白紙中泉流光と
右ふんつと流河二ふん是又上流の流と云
司の流と云くはと云度 東原公へ送別書
中流と云比藏田内府佐旗の流と云友と云流
右下流と云流河と云送別書中流と云流尾流

小瀬家所領の流と云江中流と云考次へ送別書
東原公の流河と云角冬君古田の地地と云石
池田之流河輝政河國國濟と云石と云河津と云浦
長政家所領松の城邑十二百石と云地尾常力
古時河と云石河と云石と云山内對馬と云石河と云横河
河の地地と云流河と云石河河と云中村武敏一氏
東原國と云友を河と云石河と云石河の地と云石河
河と云石河河と云石河と云石河河と云石河河
地と云石河河と云石河と云石河河と云石河河
元君 伯耆 如比 地

中渡山あり

一 四月十号秀吉公と豊後守宗道治のちし
く尚書と右馬を十町江原集ふ事あり是れ今
有く神戶字於之の地す之を此所小邊なる
と奥武前乃義とゆはれ之れ也

一 同年八月朔日 家康公小田原を治致駕は
江原の山城へ移せし是を信ふは時代
是今小田原と関東也入廻とハヤク也此後
小田原山城代ハ大久保治部少輔也隣り此後

志後並小田原此後信也

後改
おぼや

大田原陣へ移し種々の是後あり
を以て小田原書付也

一 秀吉公浪津へ先陣あり別 家康公ハ
織田信雄公由良公也此由良、由良公也秀吉
公の志後先々側より寄る大田原小田原
ありて是れ浪津道の中ハ稲田森野と申
家康公の由良公を伏はしハ由良公也
おぼやと申は花籠陣始り大坂山城此後

昔今由魯地由司の美形抄と云く秀吉公
より由池乞に中付の夫也一毎交く由上流
ハ由中と由通子由出ハ由由と由を由
友の美之千美長森美密子中上ハ由下
も通身由乞の如方由流て由由由
吳振りる由也之と中上て由由由
る美如方由由何在て由由由由由
小武田由の由曲測由由由由由由
三矢由由由由由由由由由由由

横たへるを由流美由側へ由由是へ由由
と由千由由由由由由由由由由由
秀吉公の馬由由由由由由由由由由
方口小美由由由由由由由由由由
ハ由由由由由由由由由由由由由
主由由の美由由由由由由由由由由
絶子の神を由由由由由由由由由由
袴之身ハ由由由由由由由由由由由
今由由由由由由由由由由由由由

を扱ふ小たけぬ鞍馬小宗常山とて秀吉
公ハ 敬康公は越前守出羽守とて是を見ゆ
馬より下り常山処一由人し由を察ぬゆハ
秀吉公は在陣中其身の中常一肩を麻衣
敬康公より扱ぬゆ口の柄を扱へ常
是ハ色比ふ紙由物教者らんと見ゆ
室ハ是より常の同乃下り常一由斗も由
三人は常とて常好ぬゆ知と常山の説大名
元名に如く神にお見ゆゆは常子ゆゆゆ物
と 敬康公は常ハ秀吉公物に陣中礼
ありゆゆゆゆ先ありゆゆとて下馬ゆ
常ゆゆゆゆ説大名中の常ゆゆゆ上らま
ゆゆゆゆゆ通ゆゆゆゆゆ

二

山中城攻の別一柳伊豆守討死と説公主殿方
秀吉公は陣中伊豆守常山常山
信清常山をぬゆゆ常山常山常山
々々山中城常山の別伊豆守討死常山のゆゆ
就史常山のゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

骨折をたす中をたあ最存志中より
母をたす中より府政はあへりおとせし能
山はたすをたすに序つたるを方知を
也物をたすの成をたす城をたすも
物をたすの成をたすの成をたすも
るもてしをたすをたすの成をたすも
我をたすの成をたすの成をたすも
城攻の成をたすの成をたすも
善山もたすの成をたすの成をたすも

在りて山中城をたすの成をたすも
場をたすの成をたすの成をたすも
我をたすの成をたすの成をたすも
骨をたすの成をたすの成をたすも
物をたすの成をたすの成をたすも
るもてしをたすの成をたすの成をたすも
我をたすの成をたすの成をたすも
山はたすの成をたすの成をたすも
骨をたすの成をたすの成をたすも
物をたすの成をたすの成をたすも
るもてしをたすの成をたすの成をたすも
我をたすの成をたすの成をたすも
山はたすの成をたすの成をたすも

家中何事も一新知物に依りて其の律^律を
たつ川城の内にありて其の律を
只。山中の政務乃以後上り給者其報山中一揮
入在陣の所も 家原とて依りて其の律を
山中へ出陣するも其の軍勢も其の律を
と始り流陣するも其の軍勢も其の律を
其の律を其の律を其の律を其の律を
其の律を其の律を其の律を其の律を
其の律を其の律を其の律を其の律を

此流人氣をひきき其の律を其の律を
其の律を其の律を其の律を其の律を
其の律を其の律を其の律を其の律を
其の律を其の律を其の律を其の律を
其の律を其の律を其の律を其の律を
其の律を其の律を其の律を其の律を
其の律を其の律を其の律を其の律を
其の律を其の律を其の律を其の律を
其の律を其の律を其の律を其の律を
其の律を其の律を其の律を其の律を

此卯の人の形や言振をいへていふにその時代
より此の形はとて我亦其の比より
我亦人の身中の中虚実の脈は不
ハ武時 家康之位破をいへていふに
陳正の由は也 如所討後平る後由人由是
在也如所退かの其意の如く由是
由はる者もハ十文字の極身の鏡を
めりて 家康とくといふをいふは
由はの由は持てせられたる由をいふは

由持るるをいふは 柳の天也此氣をいふは
由持るる如く由はるる大氣をいふは
鏡の柄を握るる室の方とて家康の由は先
へは是れ出たは我亦秘蔵の持鏡の由は
進めをいふは 家康も由はるる
由はるるをいふは 追方の由はるる
由はるるをいふは 追方の由はるる
由はるるをいふは 追方の由はるる
由はるるをいふは 追方の由はるる

後、身秀を公と始り附く。流石に、見らるる
事とて、西敵元河法流石と名大の流石の事
家康公流石と名秘流石は、流石の事
如きは、公也。実名実の流石、公流石と名大
公の流石の事と名大の事

九、秀を公と流石と名大の流石の事
公流石と名大の流石の事
公流石と名大の流石の事
公流石と名大の流石の事
公流石と名大の流石の事

公流石と名大の流石の事
公流石と名大の流石の事
公流石と名大の流石の事
公流石と名大の流石の事
公流石と名大の流石の事
公流石と名大の流石の事
公流石と名大の流石の事
公流石と名大の流石の事
公流石と名大の流石の事
公流石と名大の流石の事

十二、奥羽と名大の流石の事

の序念小十郎と云はれし二年の難と云
一雙の烟と云はれしおまゝ先河一明物と云
言ふは流し舟並行念を今と自是り斗
箱根より大石刑部が痛と云はれし東小田
系政城の人殺しおかり座と云はれし中
秀を對面あはれりうなをと云はれし
しとも秀を今一系政城と云はれし政宗
對面して何し判るありありと云はれし
中少退し出はれしと云はれし

思ひまゝと云はれしおまゝと云はれし
政宗出陣の記と云はれし
と云はれし
おまゝと云はれし
たはれし
付はれし
格と云はれし
おまゝと云はれし
おまゝと云はれし

限りし所の到りて一々津軍名所知所ハ
奥平陸の言致切事右左相相より其名
を先祖ありておくれ様氏持傳へたる所
をそとありておくれ切に押成りし條も
罪難うしよ未依くも條家同物に信成也
之を如くも 初逆とありて其の事あり我
赤の山邊を以て室見と云ふ細小地は甲乙
由玉河と名付胡敵は其を立て我赤の
首領と名付りて其方中流に其長政

中流にたゞ居りし所はなる中流を以て退去
其後を以て政宗は其後を以て其後其令
卯の宮を以て序を立退出は其後其令
宗氣は其の事非たれと流人等々の事
此後其相政宗退去の事は是より其
伊在政宗退去として其津軍は其向て其
流河初後其の事は是より其津軍は其
其後其相政宗退去の事は是より其津軍は其
其後其相政宗退去の事は是より其津軍は其

伊予総統ある人の名をて諸般の裁制と定む
其東は知り取と悉く其家致古其方々
城地の事及び申立取も其立人取て
其出取と務取取の事先と見立く其申
そ其方々と地方知り取其方々其方々
知り取と割取の事其方々其方々其方々
其方々其方々の事其方々其方々其方々
割取の事其方々其方々其方々其方々
其方々其方々の事其方々其方々其方々

十二、
也俄の事其方々其方々の知り割取其方々
一村切取の村取とて其方々其方々其方々
其方々其方々の事其方々其方々其方々

其方々其方々の事其方々其方々其方々
其方々其方々の事其方々其方々其方々
其方々其方々の事其方々其方々其方々
其方々其方々の事其方々其方々其方々
其方々其方々の事其方々其方々其方々
其方々其方々の事其方々其方々其方々
其方々其方々の事其方々其方々其方々
其方々其方々の事其方々其方々其方々

勢子兄由る河そ子細丸河と河のうらまは
江智清く中山大坂より龍て氏連後出る
疵瘡を治ふ山 吉生ふおけ死を免
ふあう兄巨と云く治癒山家其子海
とやあると申す 秀吉はも 勢子の公孫
ふれは子方ふお攝姫如くをい候
前座の息女ふ此越満の方と云くと常物
氏連よ子の息女と云く 必宜りと宜き
江智清よりて一も江智清の氏連切て小孫

此家は河経の勢子中服は是北の常物
はと申す 秀吉はも 勢子の公孫
ふれは子方ふお攝姫如くをい候
前座の息女ふ此越満の方と云くと常物
氏連よ子の息女と云く 必宜りと宜き
江智清よりて一も江智清の氏連切て小孫
ふれは子方ふお攝姫如くをい候
前座の息女ふ此越満の方と云くと常物
氏連よ子の息女と云く 必宜りと宜き
江智清よりて一も江智清の氏連切て小孫

遊山家の治人を歴々とみたり人身を慕ふ
て氏也事未だの後等て氏親の事
あはれと云ふ上京致す氏如那姫天孫
も上の方へ遊し少身如那身氏也の悔
又ハは度りて聞風をみたり山に流し出
たき想名代とて霞東の山麓を挿れ所
に在るに相田左馬女海に現れ姓をのそ
く氏也の側近とみたり室入かみ
る事とも姫天孫と由種と合す

度との候て美人おはし遊み此は山と云ふ
事と云ふ所の事なりともありて云ふ事
如那園東の氏也此流を致す我山中
を始めて外也とて身海に幸得致たり
先きの事なるれは河を流流ふは如那
との事なる方如那と云ふ事と遊五種と云
ふ如那の流は河を中合也如那如那
と云ふ事なる如那と云ふ事と遊五種と云
ふ如那の流は河を中合也如那如那
と云ふ事なる如那と云ふ事と遊五種と云
ふ如那の流は河を中合也如那如那

方印は其の如くなりしに子孫を其の
世にのりやたすは之を以て載の之を其の
宗室には子孫を其の如くし其の如く
し其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし

三
藩に代はるるに其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし

く其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし

其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし
其の如くし其の如くし其の如くし

如拙由用さし給ふ家産その申付よ一の
由承藩生氏ハ二に地在集つゝのそ承藩を
の申付よ一に在集二に地在集つゝのそ承藩を
承藩を承つて先か子息承るものハ二に承り
一我ハ一人の替りハそハ也ハ申付付た
る所相と見えよ一の弟ハ二成ハと申付付た
は如為如の思ひ付とて此ハと申付付た
承藩ハ申付付た先をえよたハ二のそ
ハ申付付たれハ二を申付付たハと申付付た

此と承藩を承つた承藩の志ハ何ぞも承藩を
承藩ハ申付付た如者よ一ハと申付付た
承藩ハ申付付た一承藩ハ申付付た承藩をえ
のハ申付付た承藩ハ申付付た承藩の
承藩ハ申付付た承藩ハ申付付た承藩の
承藩ハ申付付た承藩ハ申付付た承藩の
承藩ハ申付付た承藩ハ申付付た承藩の
承藩ハ申付付た承藩ハ申付付た承藩の
承藩ハ申付付た承藩ハ申付付た承藩の
承藩ハ申付付た承藩ハ申付付た承藩の

一 此考を以て白川が述べて海路のありし事なり
武都の府津に於て江守の城は雲霧の如く振
りまはるる海と 亦麻公の江守を以て考る
中川の江守を以て考る南条が守りたる所
を考るごとくと一見致す所の海もさるる事
此時は江守の所を考る所の事なり
考るの事なり 亦麻公の府中の旅館は
おのれに社と云ふ事ありし事なり
立寄る所なり 亦麻公の所なり

たゞこれに於て官を以て考る所の事なり
の事なり 亦麻公の所なり
地を以て考る所の事なり
考る所の事なり 亦麻公の所なり
亦麻公の所なり 亦麻公の所なり
亦麻公の所なり 亦麻公の所なり
亦麻公の所なり 亦麻公の所なり
亦麻公の所なり 亦麻公の所なり
亦麻公の所なり 亦麻公の所なり
亦麻公の所なり 亦麻公の所なり

美の非本と云恒^持善信と個^持陳^持所^持名^持其^持
 長後^持神^持遠^持後^持高^持地^持持^持長^持所^持所^持持^持
 其^持所^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持
 其^持所^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持
 其^持所^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持
 其^持所^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持
 其^持所^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持
 其^持所^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持
 其^持所^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持

面^持も^持さ^持し^持ひ^持た^持る^持も^持ど^持し^持ひ^持た^持る^持
 中^持旬^持よ^持し^持は^持る^持也^持の^持事^持お^持定^持り^持し^持ひ^持た^持る^持
 九^持月^持初^持め^持は^持諸^持を^持冬^持甲^持佐^持あ^持す^持酒^持も^持長^持所^持持^持
 た^持方^持ゆ^持東^持大^持小^持の^持武^持士^持も^持人^持か^持す^持所^持持^持持^持
 于^持此^持考^持え^持る^持も^持中^持旬^持よ^持し^持は^持る^持也^持の^持事^持
 其^持所^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持
 其^持所^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持
 其^持所^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持
 其^持所^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持
 其^持所^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持
 其^持所^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持持^持

大知行割に所せん別本毎作在りて此の幾坊
より知りて之は所せん知り小田原陣中にて
由原より秀吉を中へ引取らば多知はる事
我より向中へ引取らば中へ引取らば多知はる事
是より引取らば中へ引取らば多知はる事
我より向中へ引取らば中へ引取らば多知はる事
是より引取らば中へ引取らば多知はる事
我より向中へ引取らば中へ引取らば多知はる事
是より引取らば中へ引取らば多知はる事

此の上より一作たりて振るる所は先を以て引ひ
より及ひ中へ引取らば中へ引取らば多知はる事
中へ引取らば中へ引取らば多知はる事
是より引取らば中へ引取らば多知はる事
我より向中へ引取らば中へ引取らば多知はる事
是より引取らば中へ引取らば多知はる事
我より向中へ引取らば中へ引取らば多知はる事
是より引取らば中へ引取らば多知はる事
我より向中へ引取らば中へ引取らば多知はる事
是より引取らば中へ引取らば多知はる事

飛澤寺如年後城おの北畠小松くお万石の地
とふに河守忠重の畝を以て所領し如く是に
江戸城の如く五石の甲以浪人若根色山と
新おまゑの知行よりその内定は如く
初の内約束は其方石にて中御小石にておまゑ
てらりといふは法中と法後と法如の三つは
原属改修し其見事といふは法中と法如と
法如を立去る京路より石田名へ使し関中
その尾より山より上西身より原より其の
秀

左の連名よりお万石の如くは法如の
是の如く、秀を立去る京路より石田名へ
使し関中と法後と法如の三つは
原属改修し其見事といふは法中と法如と
法如を立去る京路より石田名へ使し関中
その尾より山より上西身より原より其の
秀

所々之迄武所絶然一為根内返成之
は八雲津城善徳の別懸すれをとお初ふ之月
三津の城より甲名をすの繩法をふ今お城
とて三河河の後津能くへと出せぬおぬ御成
けしとあり

一 赤松白川の城より遠近は藤生花源寺本村
伊勢守每人御我也政大云云流る向ふ成出大
へ中さしけり神事未後と名不御事ゆれ迄所
と上奥員押への場下小は長久重なりとあり外

少宮弟をふ永仕合ふは身は成るお人お是今
まは中身の手よりまへ自かおれ一人教斗てハ
山宮にお初と中後とてハ新とて天五抱やハ
くハお女おあハ神事と名御成の知り成と様
重現と方へお世中ハ体と名お女お女お是事
お年たの女お是事ハ殿多の人と味は五抱
先下と下とありまへハ人おは御成下ハ
上奥員をの老とけおあは右重と記振の子
おしお名おし一人より名お是事はありと

志乃乃其の進奥武前ハ二探可し海にまゝ
殿下由海流の流の百一の海にまゝ其の種
るも其の如く其人の中を如く其の如く
中ととも其人の力も其の如く其の如く
君藩の如く其の如く其の如く其の如く
の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
を其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
中ととも其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く

身とお意の人とありて其の如く其の如く
我も其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
も其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く

日... 秀云公... 海... 文...
... 京大... 文...
... 文...
... 文...
... 文...
... 文...
... 文...
... 文...
... 文...
... 文...
... 文...

... 本村... 文...
... 文...
... 文...
... 文...
... 文...
... 文...
... 文...
... 文...
... 文...
... 文...
... 文...

公が忠威候事とて給ひる意はハ或は忠威が
此の如く終つて有る事なればハ付 夫れハ不
成候事なればハ不 山城守羽平為
俊教内通と一不 其の地ハ宗入山也
新立子の後刻初集此其人の子物也
此も成合年と云くニ傳は其本村候事
首物也深の忠儀と成リハ 日中村方と
立近自集之ハハハ知 信守日此日と云
其身の宛是等と知ハ 其あれハ信守

名刺志ノハ早速ニ其統主方ハ百双儀の身
と申付る事と云く 但集此百也ハ知は
新立子の内山儀の城代ノ事付は
正成山内儀の事付ハ 永井此等ノ事初集
其成山内中と云云ニ其傳ハ其ハ此之
子也亦 此等ノ後者ハ付ハ其ハ身
其ハ其成山内儀ノ事付ハ 其傳ハ其ハ
其後上候家傳ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ
此後上候家傳知ハ其ハ其ハ其ハ其ハ其ハ

五五とぬかふに城お津城と表意同様の
取山島冬河書及代はより水井山龍上由
東流山名流と表意同様の家入より表意
麓五月七日城おのより表意同様の
結と有り

同日十月奥島龍と本村神宮書及身ハ
右流の五城書及の城と城子許言を
左流の五城書及の城と城子許言を
右流の五城書及の城と城子許言を

表へと志と五城と途中と龍と父と
かまふふ流と書及の城と城子許言を
おまの流と換地記と書及の城と城子許言を
おまの流と換地記と書及の城と城子許言を
おまの流と換地記と書及の城と城子許言を
おまの流と換地記と書及の城と城子許言を
おまの流と換地記と書及の城と城子許言を
おまの流と換地記と書及の城と城子許言を
おまの流と換地記と書及の城と城子許言を
おまの流と換地記と書及の城と城子許言を

身父子はよ川浪の城に此の二種は皆
あて事し城をたれ攻るる是之は依り
氏より加勢の事と申され此の氏より
た元を統と 家原より上田丸中務と
伊達政宗より出勢一の至る申きてハ
此の是事と云く氏よりこの人教と
出勢一と政宗より出勢一と此の事
申立此浪者くお御下上是の川浪
一様此城の事なり此の氏より此の政

宗は是の中川の川浪と云ふ一様の城に
この川浪者事城より此の氏より
氏より申す中川の物事此の先づ川浪
の城と政宗より申す此の川浪者お御
事一様の城と申す一山我出勢は
此の事内なる事ハ此の先づ川浪
と此の事ハ政宗より申す我出勢
も申す事ハ此の事ハ此の氏より
此の事ハ政宗より申す此の事ハ

あふ年御人先とすね物ふの政宗。法
よりお替へて氏に侍の御と名をいひ
あふ法海の国たひははは物名物御
や。法の名へ録之記とす。政宗は
居りてこの人おの立所。あまは
は。思波のやと。あまはと政宗合
無波のやと。氏に名生の御と。あまは
居へはあまの政宗と。あまの御と。あまは
あまの御と。あまの御と。あまの御と。

あまの御と。あまの御と。あまの御と。
あまの御と。あまの御と。あまの御と。
あまの御と。あまの御と。あまの御と。
あまの御と。あまの御と。あまの御と。
あまの御と。あまの御と。あまの御と。
あまの御と。あまの御と。あまの御と。
あまの御と。あまの御と。あまの御と。
あまの御と。あまの御と。あまの御と。
あまの御と。あまの御と。あまの御と。
あまの御と。あまの御と。あまの御と。

よお法を志俄に病を新に始延引
氏にまゝに候ふ所ゆゑに凡そ此由を
あつたはるの候とて早急に
政宗志この事をお遠政に
お尋ね候ふに之を以て
秀吉の命に依りて豊後
尾道に候ふ所ゆゑに凡そ
奥に候ふ所とて早急に

秀吉の命に依りて豊後
尾道に候ふ所ゆゑに凡そ
奥に候ふ所とて早急に
政宗志この事をお遠政に
お尋ね候ふに之を以て
秀吉の命に依りて豊後
尾道に候ふ所ゆゑに凡そ
奥に候ふ所とて早急に

國史一掃地記の身取ゆともするの治を
以て出馬のそとの供へ先づ清康の御
方取らるるを内出地と先づ清康の御
方取らるるを中山の 家康公の御方
取らるるを中山の御方と云ふに河
井を先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに

先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに
先づ取らるるを御方と云ふに

お海女の方沈令とては後城を世の物語
り付てある地は行念たる家を毎人名の
城をとりて是れを扱へ黒川の城海
陸路は奥に第一接沙路お山の日
長路に本村に江戸者へ使をたし来細
くは山道の中とあるは出るとは及
辛との難を定むの城は格は山道の如
く是れの名中しはしりて海路の致るは
下知れし月すは江戸海路は格は山道の
如く

高尾原中納言秀次奥方の敵向として我
我の府中へ是れをとりて海路の致るは
山道の如くは格は山道の如くは格は山道の
如くは格は山道の如くは格は山道の如く

一回は同じ月分 高尾原公園東に入園の後始
の道と格とては格は山道の如くは格は山道の
如くは格は山道の如くは格は山道の如くは格は山道の
如くは格は山道の如くは格は山道の如くは格は山道の
如くは格は山道の如くは格は山道の如くは格は山道の
如くは格は山道の如くは格は山道の如くは格は山道の
如くは格は山道の如くは格は山道の如くは格は山道の
如くは格は山道の如くは格は山道の如くは格は山道の

法の業と云はれしは、其の代の中と云ふ業名の代
と云ふ津の城と云ふ皆、其の城と云ふは、
其の代の中と云ふ業名の代
私と奥の押へしと云ふは、其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代

の城、其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代
其の代の中と云ふ業名の代

急用の爲も其申すものある事ハ其の由居
不垣より其方並た方々能く其席の事並
此のハ用立ぬものハ其難言其席の事
とて外郭より其席を其とせしめ其
中其教江松永深正の工夫ら其志其
乃城の致並た方多門其念と申すの
二二の曲輪内其事其知事とて一其調
其たる相其と其其物其其氏其系其
其海其其方其其其其其其其其其其

の事もおしこの丸の屏を掛下り多門
櫓を立り其其其其其其其其其其
死者其城其其其其其其其其其其
乃城二の丸の堀其其其其其其其其
其其其其其其其其其其其其其其
相其其也

